

固定資産税の 「償却資産の申告」 お済みですか？

◎ 申告期限は、令和8年2月2日（月）です。

- ・ 申告義務がある方は、令和8年1月1日現在償却資産を所有されている方です。
- ・ 申告書は、償却資産が所在する市町村へ提出してください。
- ・ 該当資産がない方や資産の増減がない方も申告の必要があります。
- ・ 未申告や申告もれなどの場合、資産を取得された翌年度まで（最大5年）遡及します。
- ・ 廃業・解散された場合は備考欄にその旨を記入してください。

【償却資産とは？】

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産（構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

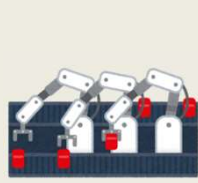
飲食店

厨房設備、
冷凍冷蔵庫など



工場

製造設備、
受変電設備など



ホテル・旅館

客室備品、
洗濯設備など



建設業

パワーショベル
発電機など



理・美容業

理美容用椅子
洗面設備など



ガソリンスタンド

オイルチェンジャー
独立キャブーなど



電気供給業(再エネ発電)

太陽光パネル、
風車発電機、
パワーコンディショナー
など



小売業

陳列ケース、
冷蔵庫など



農業・林業・漁業

ビニールハウス、トラクター、
漁船など



病院・診療所

X線装置、
医療用ベッドなど



☆☆☆ 償却資産調査の取組強化について ☆☆☆

大分県では、課税漏れを防ぎ、申告内容が適正であることを確認するため、市町村と連携して償却資産の調査を行うなど、取組を進めています。
地方税法の規定に基づき、実地調査にお伺いすることや申告内容について帳簿書類等の提出をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせは、佐伯市役所 税務課(固定資産税係)へ

TEL:0972-22-3174 FAX:0972-22-3914

◎「家屋」？ それとも「償却資産」？

～ 償却資産調査で誤りの見つかった事例 ～



✓ 家屋であると誤認して、償却資産として申告していなかった例

◆ 屋内に設置されているもの

受変電設備（キュービクル等）、飲食店やホテル等の厨房設備、可動間仕切り、パーティション、ブラインド、蓄電池設備、発電設備 など

◆ 屋外に設置されているもの

駐車場の舗装、フェンス、門、電気設備、給排水設備、広告塔、ネオンサイン、庭園、花壇、外灯、電力引込線 など

✓ 家屋に含まれているが、誤って償却資産として申告していた例

エレベーター、小型荷物用昇降機、スプリンクラー

✓ 特定の生産または業務に用いる設備で償却資産として申告が必要な例

生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明等の用に用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水管、給排気設備、照明設備 など

※生活用の上下水道配管、ガス配管や事務室の照明用電気配線は家屋評価の対象

◎ 少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

①取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの

②取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの

③地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

ただし、下記④、⑤に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。

④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産

⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

償却方法	取得価格	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入		申告対象外			
3年一括償却		申告対象外			
リース資産 （ファイナンス・リース）		申告対象外		申告対象	
中小企業特例		申告対象	申告対象	申告対象	
個別減価償却		申告対象	申告対象	申告対象	申告対象